



平成22年 2月18日

各 位

会社名 佐渡汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 健
(JASDAQ・コード9176)
問合せ先
役職・氏名 取締役総務部長 木村 毅
電 話 025-245-2311

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成22年2月18日開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬額の改定、並びにストックオプション報酬の額及びその具体的な内容決定について承認を求める議案を、平成22年3月26日開催予定の当社第148期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社は、会社業績、役員の貢献度などを報酬に反映させることにより、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、株価変動のメリット、リスクを株主の皆さまと共有し、適正な監査に対する意識を高めること等を目的とするとともに、当社においては平成19年2月27日をもって廃止した役員退職慰労金制度に代わる制度として、当社及び当社子会社（佐渡汽船シippマネジメント㈱、佐渡汽船営業サービス㈱、佐渡汽船シippメンテナンス㈱）の取締役（共に非常勤取締役は除く。）ならびに当社の監査役（非常勤監査役は除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することといたしました。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 200,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

2,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当に際してブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準として、取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式による 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1 / 分割または併合の比率

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から 30 年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役ならびに監査役に在任中は行使することができず、いずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り行使することができる。

また、新株予約権者が当社子会社の取締役である場合には、当該新株予約権者は、当該子会社の取締役に在任中は行使することができず、その地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り行使することができる。

② 新株予約権者は、株式報酬型ストックオプションを一括して行使することを要する。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から 6 ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

④ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の内容

その他の募集事項および細目（上記(1)から(7)までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会決議によって定める。

(注) 上記の内容については、平成22年3月26日開催予定の当社第148期定時株主総会において、本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上